

認定 NPO 法人 CLACK 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、認定 NPO 法人 CLACK という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を東京都渋谷区内に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、若者に対して、デジタル教育及びキャリア教育に関する事業を行い、進路選択及びキャリア選択の拡充に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第 2 条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 情報化社会の発展を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第 5 条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①若者を対象としたデジタル教育事業
- ②若者を対象としたキャリア教育事業
- ③若者を対象とした奨学金事業
- ④講師・ワークショップ事業
- ⑤その他第 3 条の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ①PC リユース業務

2 前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第 1 号に掲げる事業に充てるものとする。

第 3 章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第 7 条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) この法人から会員に対する通知が1年以上継続して到達しないとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 平井 大輝

副理事長 西本 隆志

理事 鍋嶋 亜佐伽

監事 持井 大樹

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2020年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2019年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|-------------|-------|
| (1) 正会員入会金 | 0円 |
| 正会員会費 | 年額 0円 |
| (2) 賛助会員入会金 | 0円 |
| 賛助会員会費 | 年額 0円 |

2025年度事業計画書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

認定NPO法人 CLACK

I 事業の実施方針

経済的・環境的に困難を抱える中高生を対象とし、デジタルスキルを活用した居場所支援、デジタル教育、キャリア教育事業を中心に行う。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

①自主事業

(1) ICT体験事業

【デジタル体験会】

主に経済的・環境的に困難を抱える高校生に対して ICT 体験会を行い、テクノロジーに興味を持ってもらうきっかけを作るとともに、プログラミングを学ぶことへのハードルを下げる。

【実施場所】 大阪市淀川区某所、東京都中野区某所、高校内の教室など

【実施日時】 2025年4月-2025年3月

【事業の対象者】 高校生 400名

【収入】 0円

【支出】 9,560千円

(2) 高校内での居場所支援事業

【放課後居場所カフェ】

東淀工業高校に通う高校生に対して、放課後に自由に過ごせる居場所を提供する。ドローンやVRなどを用いたICT体験の機会も提供する。

【実施場所】 大阪市内の工業高校

【実施日時】 2025年4月～2026年3月で毎月2回程度

【事業の対象者】 高校生 500名

【収入】 0円

【支出】 132千円

(3) デジタルを活用した居場所支援事業

【よどがわベース】 【テクリエさぎのみや】

主に経済的・環境的に困難を抱える中高生に対して、自由に過ごせる居場所かつ館内に設置したデジタル機材に触れながら学べる機会を提供する。

【実施場所】 大阪市淀川区某所、東京都中野区某所

【実施日時】 2025年4月-2025年3月

【事業の対象者】 高校生 2000名

【収入】 12,000千円

【支出】 42,196千円

(4) デジタル教育・キャリア教育事業

【Tech Runway】

主に経済的・環境的に困難を抱える高校生に対して、プログラミング未経験からWebアプリケーションを作るまでの伴走支援を行う。また、IT企業見学やお金・進学・生活に関するキャリア教育も実施する。

【実施場所】大阪市淀川区某所、東京都中野区某所

【実施日時】2025年4月-2025年3月

【事業の対象者】高校生150名

【収入】0円

【支出】41,000千円

(5) デジタル教育事業

【Tech Runway+】

Tech Runwayを3ヶ月間で修了した経済的・環境的に困難を抱える高校生に対して、プログラミングの発展的な内容を継続的に学習する支援を行う。

【実施場所】大阪市淀川区某所、東京都中野区某所

【実施日時】2025年4月-2025年3月

【事業の対象者】高校生60名

【収入】0円

【支出】11,960千円

(6) 奨学金支給事業

【チェンジメーカー奨学金】

経済的困難を抱える高校生に対して、奨学金およびデジタルスキル学習、越境体験等の体験機会を提供する。

【実施場所】オンライン、東京都内、海外など

【実施日時】2025年4月-2025年3月

【事業の対象者】高校生5名

【収入】0円

【支出】2,070千円

② 企業等との協働事業

(1) Salesforce社・Kyndryl社との協働事業

【Be Pro】

主に経済的・環境的に困難を抱える高校生に対してSalesforce Japanが認定する講座を提供する。

【実施場所】東京都内、大阪市内など

【実施日時】2025年4月-2025年3月

【事業の対象者】高校生160名

【収入】0円

【支出】15,680千円

(2) Microsoft社との協働事業

【mirAI for Japan】

高校内で今後AIに関する授業が行えるよう、高校教員に対してAIに関する講義を提供する。

【IT Bridge Osaka】

高校内で生徒を対象にAI、IT基盤、キャリア教育の授業を提供する。

【実施場所】全国

【実施日時】2025年4月-2025年3月

【事業の対象者】高校教員2000名、高校生4700名

【収入】0円

【支出】17,808千円

2 その他事業

(1) インターン・アルバイト等の実践機会提供事業

【クエスト】

Tech Runway、Tech Runway+を修了した高校生に対して、身につけたスキルを活用した実践経験を提供する。企業・団体等から受注した Web 制作等業務の一部を高校生がサポートを受けながら行うことで、高校生自身が収入を得られる仕組みとする。

【実施場所】 オンライン

【実施日時】 2025 年 4 月-2025 年 3 月

【事業の対象者】 高校生 30 名

【収入】 40,000 千円

【支出】 35,870 千円

2025年度 活動予算書

認定NPO法人CLACK

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	小計・合計
[A] 経常収益			
1 受取会費			0
正会員受取会費	0		
2 受取寄附金	158,450,000	0	158,450,000
法人寄付金	148,150,000		148,150,000
個人寄付金	10,300,000		10,300,000
3 受取助成金等	45,248,000	0	45,248,000
助成金	45,248,000		45,248,000
4 事業収益	12,000,000	40,000,000	52,000,000
自主事業収益	12,000,000	40,000,000	52,000,000
5 その他の収益			0
受取利息			
経常収益計	215,698,000	40,000,000	255,698,000
[B] 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費	91,970,927	26,277,408	118,248,335
役員報酬・給与手当	80,945,900	23,127,400	104,073,300
法定福利費	11,025,027	3,150,008	14,175,035
(2) その他経費	98,452,025	9,592,692	108,044,717
外注費	28,628,600	8,179,600	36,808,200
インターン活動支援金	8,665,812	962,868	9,628,680
採用教育費	10,232,000		10,232,000
地代家賃	8,486,348		8,486,348
水道光熱費	1,080,000		1,080,000
賃借料	159,600		159,600
PCリユース費	6,000,000		6,000,000
旅費交通費	11,652,363		11,652,363
通信費	920,830		920,830
教材費	3,573,660		3,573,660
広告宣伝費	4,590,000		4,590,000
消耗品費	8,190,796		8,190,796
図書費	420,000		420,000
ソフトウェア管理費	4,052,016	450,224	4,502,240
奨学金費用	1,800,000		1,800,000
事業費計	190,422,952	35,870,100	226,293,052
2 管理費			
(1) 人件費			13,138,704
役員報酬・給与手当	11,563,700		11,563,700
法定福利費	1,575,004		1,575,004
(2) その他経費			10,013,895
旅費交通費	1,294,707		1,294,707
外注費	4,089,800		4,089,800
通信費	102,314		102,314
消耗品費	431,095		431,095
地代家賃	942,928		942,928
水道光熱費	120,000		120,000
福利厚生費	463,000		463,000
支払報酬料	1,727,000		1,727,000
支払利息	59,051		59,051
予備費	784,000		784,000
管理費計	23,152,599		23,152,599
経常費用計	213,575,551	35,870,100	249,445,651
当期経常増減額			6,252,349
[C] 経常外収益			0
経常外収益計			0
[D] 経常外費用			0
経常外費用計			0
当期経常外増減額 [C] - [D]			0
税引前当期正味財産増減額			6,252,349
法人税、住民税及び事業税・・・④			144,100
前期繰越正味財産額・・・⑤			77,244,541
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤			83,352,790

2026 年 度 事 業 計 画 書

2026 年 4 月 1 日 から 2027 年 3 月 31 日まで

認定 NPO 法人 CLACK

I 事業の実施方針

経済的・環境的に困難を抱える中高生を対象とし、デジタルスキルを活用した居場所支援、デジタル教育、キャリア教育事業を中心に行う。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

①自主事業

(1) ICT 体験事業

【デジタル体験会】

主に経済的・環境的に困難を抱える高校生に対して ICT 体験会を行い、テクノロジーに興味を持ってもらうきっかけを作るとともに、プログラミングを学ぶことへのハードルを下げる。

【実施場所】 大阪市淀川区某所、東京都中野区某所、高校内の教室など

【実施日時】 2026 年 4 月-2027 年 3 月

【事業の対象者】 高校生 400 名

【収 入】 0 円

【支 出】 9,560 千円

(2) 高校内での居場所支援事業

【放課後居場所カフェ】

東淀工業高校に通う高校生に対して、放課後に自由に過ごせる居場所を提供する。ドローンや VR などを用いた ICT 体験の機会も提供する。

【実施場所】 大阪市内の工業高校

【実施日時】 2026 年 4 月～2027 年 3 月で毎月 2 回程度

【事業の対象者】 高校生 500 名

【収 入】 0 円

【支 出】 132 千円

(3) デジタルを活用した居場所支援事業

【よどがわベース】 【テクリエさぎのみや】

主に経済的・環境的に困難を抱える中高生に対して、自由に過ごせる居場所かつ館内に設置したデジタル機材に触れながら学べる機会を提供する。

【実施場所】 大阪市淀川区某所、東京都中野区某所

【実施日時】 2026 年 4 月-2027 年 3 月

【事業の対象者】 高校生 2,000 名

【収 入】 37,200 千円

【支 出】 42,196 千円

(4) デジタル教育・キャリア教育事業

【Tech Runway】

主に経済的・環境的に困難を抱える高校生に対して、プログラミング未経験から Web アプリケーションを作るまでの伴走支援を行う。また、IT 企業見学やお金・進学・生活に関するキャリア教育も実施する。

【実施場所】大阪市淀川区某所、東京都中野区某所

【実施日時】2026年4月-2027年3月

【事業の対象者】高校生150名

【収入】0円

【支出】61,500千円

(5) デジタル教育事業

【Tech Runway+】

Tech Runway を3ヶ月間で修了した経済的・環境的に困難を抱える高校生に対して、プログラミングの発展的な内容を継続的に学習する支援を行う。

【実施場所】大阪市淀川区某所、東京都中野区某所

【実施日時】2026年4月-2027年3月

【事業の対象者】高校生60名

【収入】0円

【支出】11,960千円

(6) 奨学金支給事業

【チェンジメーカー奨学金】

経済的困難を抱える高校生に対して、奨学金およびデジタルスキル学習、越境体験等の体験機会を提供する。

【実施場所】オンライン、東京都内、海外など

【実施日時】2026年4月-2027年3月

【事業の対象者】高校生5名

【収入】0円

【支出】2,070千円

(7) インターン等の実践機会提供事業

【クエスト】

Tech Runway、Tech Runway+を修了した高校生に、習得したスキルを活かせる実践機会を提供する。企業・団体等から受注したWeb制作などの業務の一部を、伴走支援を受けながら取り組む機会を提供する。

【実施場所】オンライン

【実施日時】2025年4月-2025年3月

【事業の対象者】高校生30名

【収入】40,000千円

【支出】35,870千円

② 企業等との協働事業

(1) Kyndryl 社との協働事業

【Be Pro】

主に経済的・環境的に困難を抱える高校生に対して Kyndryl が認定する講座を提供する。

【実施場所】東京都内、大阪市内など

【実施日時】2026年4月-2027年3月

【事業の対象者】高校生160名

【収入】0円

【支出】15,680千円

(2) Microsoft 社、AirTrunk 社、Micron 社との協働事業

【mirAI for Japan】

高校内で今後 AI に関する授業が行えるよう、高校教員に対して AI に関する講義を提供する。

【IT Bridge Osaka】 【IT Bridge Hiroshima】

高校内で生徒を対象に AI、IT 基盤、キャリア教育の授業を提供する。

【実施場所】 全国

【実施日時】 2026 年 4 月-2027 年 3 月

【事業の対象者】 高校教員 2,000 名、高校生 4,700 名

【収 入】 0 円

【支 出】 17,808 千円

2026年度 活動予算書

認定NPO法人CLACK

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	小計・合計
[A] 経常収益			
1 受取会費			0
正会員受取会費	0		
2 受取寄附金	138,420,000	0	138,420,000
法人寄付金	128,120,000		128,120,000
個人寄付金	10,300,000		10,300,000
3 受取助成金等	5,190,000	0	5,190,000
助成金	5,190,000	0	5,190,000
4 事業収益	77,200,000	0	77,200,000
自主事業収益	77,200,000	0	77,200,000
5 その他の収益			0
受取利息			
経常収益計	220,810,000	0	220,810,000
[B] 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費	94,040,100	0	94,040,100
役員報酬・給与手当	79,695,000		79,695,000
法定福利費	14,345,100		14,345,100
(2) その他経費	98,253,716	0	98,253,716
外注費	30,965,101		30,965,101
インターン活動支援金	9,911,928		9,911,928
採用教育費	10,232,000		10,232,000
地代家賃	9,055,800		9,055,800
水道光熱費	947,102		947,102
賃借料	159,600		159,600
PCリユース費	4,000,000		4,000,000
旅費交通費	11,652,363		11,652,363
通信費	920,830		920,830
教材費	540,000		540,000
広告宣伝費	4,590,000		4,590,000
消耗品費	8,190,796		8,190,796
図書費	420,000		420,000
ソフトウェア管理費	4,868,196		4,868,196
奨学金費用	1,800,000		1,800,000
事業費計	192,293,816	0	192,293,816
2 管理費			
(1) 人件費			13,434,300
役員報酬・給与手当	11,385,000		11,385,000
法定福利費	2,049,300		2,049,300
(2) その他経費			9,413,168
旅費交通費	1,294,707		1,294,707
外注費	3,440,567		3,440,567
通信費	102,314		102,314
消耗品費	431,095		431,095
地代家賃	1,006,200		1,006,200
水道光熱費	105,234		105,234
福利厚生費	463,000		463,000
支払報酬料	1,727,000		1,727,000
支払利息	59,051		59,051
予備費	784,000		784,000
管理費計	22,847,468		22,847,468
経常費用計	215,141,284	0	215,141,284
当期経常増減額			5,668,716
[C] 経常外収益			0
経常外収益計			0
[D] 経常外費用			0
経常外費用計			0
当期経常外増減額 [C] - [D]			0
税引前当期正味財産増減額			5,668,716
法人税、住民税及び事業税・・・④			144,100
前期繰越正味財産額・・・⑤			83,352,790
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤			88,877,406

